

意見提出者	団体
1. 項目	電子契約の全産業統一の技術要件の作成
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>企業がBtoBレベルの電子契約を行おうとする場合、電子帳簿保存法の要件＋各業界で電子契約について定められた要件を満たす必要があります。</p> <p>例えば建設業であれば電子帳簿保存法＋「建設業法施行規則第13条の2第2項に既定する「技術的基準」に係るガイドライン」の要件をクリアする必要がありますが、このような業界毎の要件設定が同一業界の企業間ばかりでなく、異なる業界の企業間における電子契約を円滑に普及し難い一因にもなっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」</p> <p>「建設業法施行規則第13条の2第2項に既定する「技術的基準」に係るガイドライン」</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電子契約について、国として求める全産業統一の技術要件を取り纏めて公開する必要があると考えます。